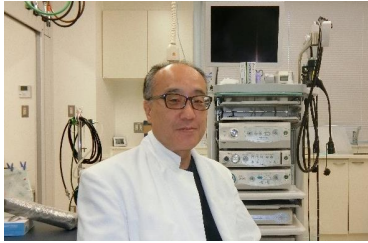




医療安全通信 第73号
Vol. 11-4

金沢医科大学氷見市民病院
医療安全小委員会
2019年2月28日発行

医療安全コラム —ガイドラインは生き物—



浦島 左千夫医師

消化器内科 教授 浦島 左千夫
内視鏡治療での抗凝固療法に伴う血栓・塞栓症のリスクは様々ですが、一度発症すると重篤例が多い事が報告されはじめ、また前回推奨されていたヘパリン置換が抗血栓症リスクを低減するとの記載にも疑問を呈する症例が次第に明らかとなり、さらにDOAC（直接経口抗凝固薬）も登場し、学会は2012年ガイドラインを見直しした追補2017を作成しました。しかし、現時点では十分なエビデンスが蓄積されているとはいえない状況であり、実臨床では施設ごとに様々な対応がなされています。（当院では本院内視鏡センターマニュアルに準ずる）肝心なことは、今更ですが

個々の患者の背景【年齢、ADL（日常生活動作）、生活状況】、心・肺・脳、およびDVT（深部静脈血栓症）などの血管系疾患の重症度に鑑みたイベント発生リスク、内視鏡治療の必要性和期待できる効果（利益）と行わない場合の不利益、さらに内視鏡治療の危険度（偶発症）などを総合的に考えガイドラインに寄り添いながら判断し、これらを患者に説明した上で診療を行い、そして診療録へ残すことに尽きます。今後は最適な抗血栓薬と内視鏡治療の関係が構築されるべく、次第に明らかとなっていく新知見に基づいた、きとときではない熟成したガイドラインに期待します。



第3回医療安全研修会 医療安全委員会主催

今年度第3回となる医療安全研修会は、平成30年1月4日（火）に当院の医療機器安全管理責任者 竹森美香副技師長、医薬品安全管理責任者 高野由美子課長、医療安全管理者 渡辺いつ子課長より講演があり、①「医療機器（AED）の安全使用について」、②「麻薬管理・使用のポイント」、③「リスクを意識したコミュニケーション」と題して講演が行われ、当日参加者132名、院内LAN受講者124名の合計256名の参加がありました。研修会のアンケートには、AEDの適切な利用のため繰り返し手順を確認したい、麻薬の取り扱いについては取扱いの手順を見直し周知する機会があればよい、コミュニケーションスキルは日々改善努力を怠らない様にしたいとのご意見がありました。研修会の受講率は、毎年医療監視の監査対象となっております。今年度追加での受講案内も行っておりますので、ぜひ研修会の受講を行っていただきたいと思っております。



研修会の様子



＜お願い＞ 医療安全研修会受講は職員の義務です。
職員の2回/年の医療安全研修会受講をお願いします。

回覧																			

セーフティマネージャー会 —医療安全活動報告—

平成30年12月26日（水）に今年度第9回のセーフティマネージャー会が開催されました。本会は各部署の管理責任者をセーフティマネージャー（SMG）として任命し、院内の医療安全推進を図っています。医療安全に関する情報を共有することを通じ、安全かつ適切な医療の提供体制を確立し、医療事故を防止することを目的として毎月定期開催されています。会議内で院内各部署からの医療安全活動報告を行っており、今回の報告部署である中央臨床検査部からは「中央臨床検査部の取り組みについて」と題し石丸臨床検査技師から発表があり、採血管の検査ラベルの貼り方について注意喚起を行いました。医療情報部からは「電子カルテ取り込み後のCD管理について」と題し米島事務員より発表があり、他施設からの送られてくる紹介患者に関する医療情報（CDまたはDVD）について、保管や管理体制についての改善点が紹介されました。その後、紹介患者に係るCDまたはDVDの所有権について質問があり、返却の必要性や保存年限などについて検討を行いました。これらの医療安全活動報告を通じ、各部署における医療安全活動の情報共有や医療安全意識の向上に取り組んでいます。（毎月の報告は、2階医局前掲示板に掲載しています。職員の皆様は是非ご覧ください。）

私立医科大学協会相互ラウンド 医療安全対策部

平成31年2月5日（火）午前10時から午後3時まで、当院の医療安全管理室及び感染対策室の9名が、私立医科大学病院相互ラウンドのため獨協医科大学埼玉医療センターを訪問しました。獨協医科大学埼玉医療センターは、私立医科大学病院の分院とはいえ、許可病床数923床と当院に比べ約3.7倍の病床数があり、職員数は約1,800名と規模が大きくラウンドでは各部署における職員の配置の多さに驚かされました。医療安全管理体制が確立され、最新のシステムなどを導入するなど医療安全推進事業に積極的に取り組まれていました。今回の相互ラウンドを参考にさらに医療安全推進に取り組むべきと感じました。



ラウンドの様子

医療法第25条第1項の規定に基づく立ち入り検査

平成30年12月14日（金）に富山県高岡厚生センター、同氷見支所により医療法に基づく立ち入り検査が実施されました。富山県高岡厚生センターから7名、同氷見支所から5名の検査員が来院され、松本CEOはじめ院内各部署の部門長及び担当者が検査に対応しました。本検査は病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することを目的としています。検査は①医療従事者数、②医療法上の使用許可及び届出事項、③患者の入院状況、④医薬品、医療機器の管理、⑤医療安全及び感染対策に関する体制、⑥帳票・記録、⑦業務委託、⑧廃棄物処理、⑨防火・防災対策、⑩放射線管理、⑪病室や設備が適切に管理されているか等について受けました。指摘を受けた内容については委員会で報告され改善への取り組みを行うこととなっています。

